

令和7年度給与支払報告書の提出・記入要領について

益城町税務課

平素より益城町の税務事務につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和7年度給与支払報告書（総括表）等につきまして、必要書類をお送りしますので、以下の点にご留意いただきまして、ご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限：令和7年1月31日（金）

・熊本県内の市町村では、所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）を地方税法第321条の3の規定に基づき個人住民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収（給与からの天引き）の完全実施に取り組んでおります。そのため、特別徴収できない場合は、「個人住民税の普通徴収申請書」をご提出ください（別紙参照）。

・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、給与支払報告書については、法人番号及び個人番号の記載が必要となります。

給与支払報告書の作成・提出

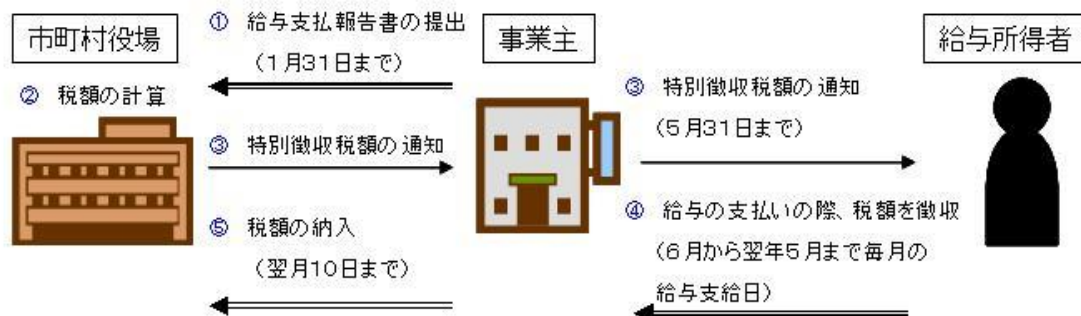
- （1）令和6年中に給料賃金、雇人費等を支払った方全員について、令和7年1月1日現在で益城町にお住まいの方の報告書を作成・提出してください（**令和6年中退職者分も提出が必要です**）。なお、中途退職者につきましては、退職時の住所地の市町村へ提出してください。
- （2）ご提出の際は、給与支払報告書（総括表） ⇒ 給与支払報告書（個人別明細書）特別徴収分 ⇒ 普通徴収申請書 ⇒ 給与支払報告書（個人別明細書）普通徴収分の順番に並べて提出してください。
※税理士事務所等に事務を依頼される場合は、今回送付している「給与支払報告書（総括表）」をお渡しください。
- （3）「給与支払報告書（個人別明細書）」は、**1人につき1枚** 提出してください。
※「給与支払報告書（個人別明細書）」の用紙は、税務署及び役場税務課に用意しております。
- （4）郵送または役場税務課へ持参してご提出ください。提出には、**eLTAX（エルタックス）の電子申告**を利用することもできます。

記 入 要 領

1. 「給与支払報告書（総括表）」について

- （1）「受給者総人員」の欄には他市町村分も含めた報告人員の合計を記入してください。
- （2）「特別徴収」と「普通徴収」の区分誤りがないようにお願いします。
- （3）「特別徴収」と「普通徴収」の報告人員数と提出枚数に相違がないようにご注意ください。

◎特別徴収制度の概要



2. 「給与支払報告書（個人別明細書）」について

必ず新しい様式でご提出ください。

左上に⑦と記載されている様式が今回ご提出いただく令和7年度のもので、旧様式で提出されると必要項目の不足等により、税額に影響が生じる場合があります。

【重要事項】

- ① 給与支払報告書は、退職された方、パート・アルバイト等の方の分も提出してください。
- ② 令和6年中に該当される方がいない場合は、提出や連絡をしていただく必要はありません。
- ③ 提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、《訂正分》と朱書きして再提出してください。

個人番号の記載について	・給与所得者（従業員や専従者等）と給与支払者について、住所・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）等を省略せずに記入してください。 ・控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族がいる場合も、同様に省略せず記入してください。 ※16歳未満の扶養親族については、所得税と住民税ともに扶養控除は0円ですが、住民税の課税・非課税の判定等に必要となります。
前職（他社）分の合算について	・前職（他社）分の給与支払額を合算して年末調整した場合は、『摘要欄』に<u>前職（他社）の給与支払者名、住所、給与支払額、社会保険料等の金額、源泉徴収税額</u>を記入してください。記入がない場合は、前職（他社）分を含んでいないものとして取り扱います。
生命・地震保険料支払額について	・生命保険料控除、地震保険料控除に該当する場合は、<u>控除額、保険料の金額の内訳（支払額）</u>を必ず記入してください。記入がない場合、正しく控除が受けられないことがあります。
住宅借入金等特別控除について	・住宅借入金等特別控除対象の方は、<u>特別控除可能額、居住開始年月日、特別控除区分</u>を必ず記入してください。 この控除に係る住宅の新築、取得または増改築等が ・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「<u>(特)</u>」、 ・「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「<u>(特特)</u>」、 ・「特例特別特例取得」に該当する場合には、「<u>(特特特)</u>」と併記してください。 記載がない場合は非該当となります。
定額減税について	・摘要欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額●●●円」と記載してください。また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額●●●円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）と記載してください。さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。 ※非控除対象配偶者を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、摘要欄には同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。 ※年末調整を行っていない場合は、摘要欄に定額減税等を記載する必要はありません。
中途就・退職について	・令和6年中に中途就職または退職された場合は、いずれかの欄に○をつけ、年月日を記入してください。また、<u>退職予定の場合は、『摘要欄』に“令和7年●月●日退職予定”と記入してください。</u>

3. 給与支払報告書を提出した後に退職や転勤等があった場合

令和7年度給与支払報告書を提出した後に、退職・休職・転勤等により令和7年6月からの特別徴収ができなくなった場合は、早急に『給与所得者異動届出書』を提出してください。